

輸出入者によるTPP原産地規則の円滑な運用の確保

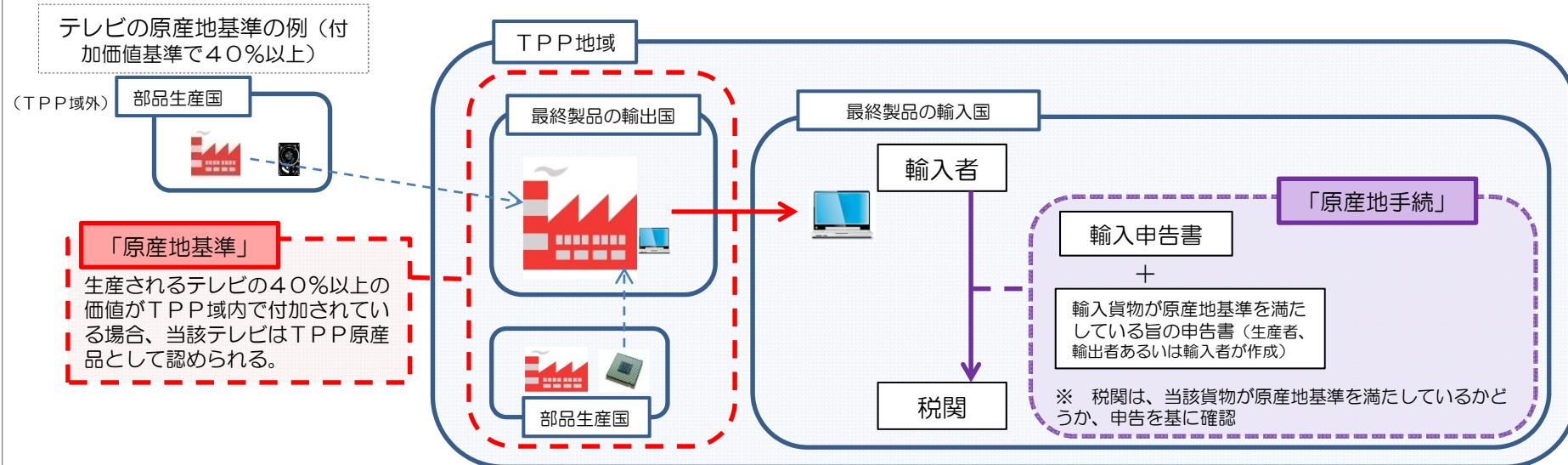
施策の概要

TPP税率を用いるためには、TPP協定の原産地規則に従い、輸入貨物がTPP域内の原産品であることを税関に示す必要がある。原産地規則は、一般的に複雑かつ専門的であることから、税関の体制を整備し、

- ① 輸出入者から税関にTPPの原産地規則について事前に照会があった場合に回答する制度（事前教示制度）を迅速かつ適切に運用すること
 - ② TPPの原産地規則の概要を適切に輸出入者等に周知していくこと
- により、TPP税率を用いようとする輸出入者の利便性の向上につなげる。

（参考1）「原産地規則」の概要

〔原産地基準：どのような要件を満たした場合に、TPP域内の原産品として認められるものかを定める。
原産地手続：輸入貨物が原産地基準を満たしていることを税関に示し、税関がそれを確認するための手続を定める。〕



（参考2）税関における原産地関係業務の執行体制

財務省関税局

原産地センター（東京税関）

各税関
原産地調査官部門

事前教示 (H26年：文書885件、口頭28,663件)

輸出入者